

医療施設・商業施設・金融施設等を計画しているみなさまへ

本市では、平成 29 年 3 月 31 日に、都市再生特別措置法に基づく「岐阜市立地適正化計画（以下「本計画」）」の届出制度が始まりました。

本計画は、人口減少の中にあっても、「コンパクト＋ネットワーク」の考えで住宅や生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを行うものです。

本計画の策定に伴い、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられ、「岐阜市立地適正化計画」で定めた都市機能誘導区域外で行う、病院やスーパーなどの都市機能誘導施設の開発や建築等行為を行う場合は、市への届出が必要です。

また、都市再生特別措置法が改正され、平成 30 年 7 月 15 日より都市機能誘導区域内において誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合は、市への届出が必要です。

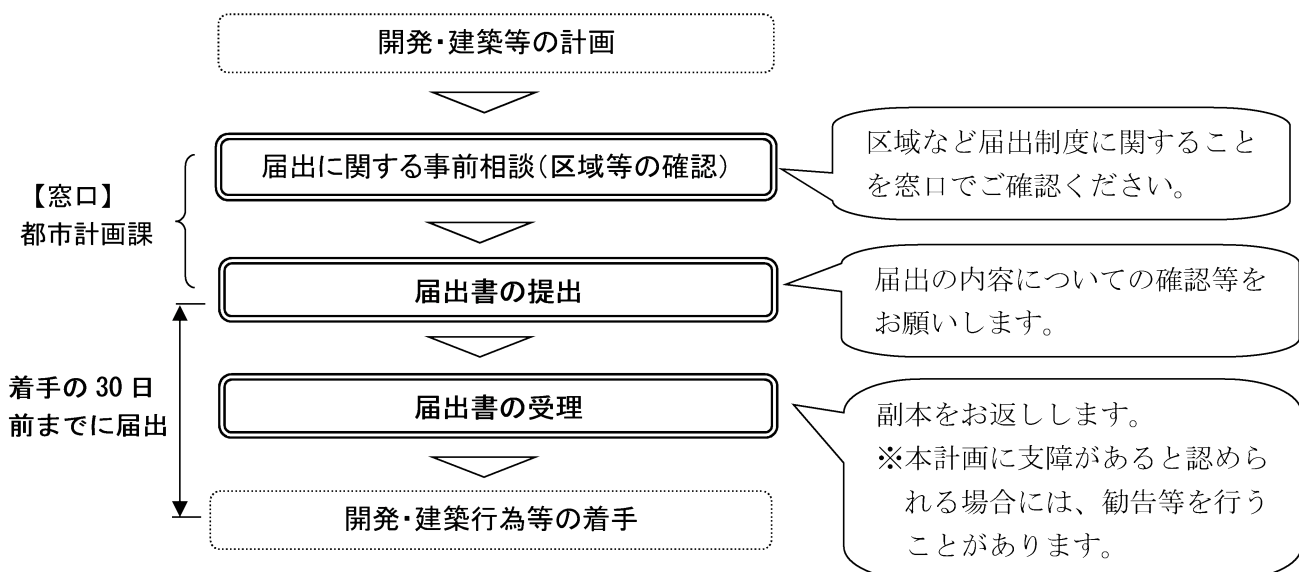
届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第 108 条及び第 108 条の 2 関係）

以下の行為について、着手の 30 日前までに市への届出が必要です。

- 対象施設 各都市機能誘導区域に定めた都市機能誘導施設（2、3ページ参照）
- 都市機能誘導施設の建築を目的とした開発や建築の行為をする場合（4ページ参照）
 - ① 都市機能誘導区域外において都市機能誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
 - ② 都市機能誘導区域外において建築等の行為をする場合
 - ・都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 - ・建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
 - ・建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
- 都市機能誘導施設の休止又は廃止を目的とした行為をする場合（4ページ参照）
 - ① 都市機能誘導区域内において都市機能誘導施設を休止（廃止）する場合

手続きの流れ

届出は、開発許可申請及び建築確認申請等に先行してあるいは、同時に提出してください。



届出の対象施設（都市機能誘導施設）

届出の対象となる都市機能誘導施設

大分類	小分類	定義
医療施設	病院、診療所	医療法第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所の内、内科・外科・整形外科・小児科・リハビリテーション科のいずれかを診療科目としているもの
	調剤薬局	医療法第 1 条の 2 に規定する調剤薬局
行政施設	市役所	地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設
	コミュニティセンター	地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設の内、地域住民が利用できる集会議室機能を備える施設
福祉施設	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する施設
子育て支援施設	子育て支援センター	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設
教育文化施設	大学・高等専門学校	学校教育法第 1 条に規定する学校
	専修学校・各種学校	学校教育法第 124 条、第 134 条に規定する学校
	中央図書館・図書館分館・図書室、博物館・美術館等	図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館・美術館、及び、博物館法第 29 条に規定する博物館相当施設
商業施設	デパート、スーパー	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、生鮮食料品を取扱うもの
	商店街内店舗	商店街振興組合法第 6 条第 1 項に規定する商店街振興組合（商店街振興組合連合会の加入団体を含む）の地区で、小売商業又はサービス業を営む店舗
	ドラッグストア	店舗面積 1,000 ㎡以上のもの
金融施設	銀行・信用金庫・JA バンク	銀行法第 2 条に規定する銀行、長期信用銀行法第 2 条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫 農水産業協同組合貯金保険法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する信用事業を行うもの
	郵便局	日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局

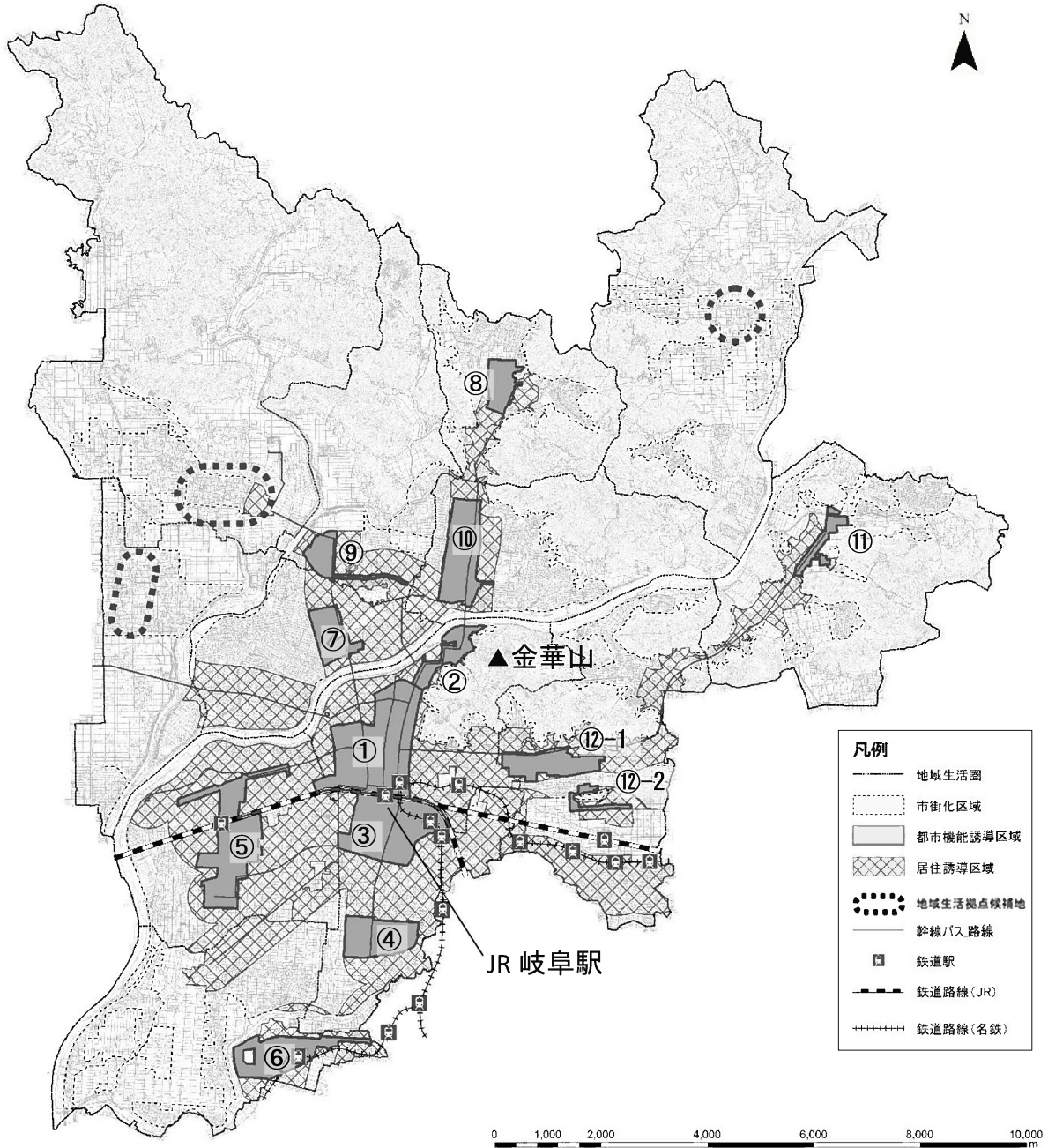
届出の対象区域

都市機能誘導施設と届出の対象となる区域

- ・都市機能誘導施設の開発又は建築行為を行う場合（○印：届出必要 ー印：届出不要）
- ・都市機能誘導施設の休止又は廃止行為を行う場合（ー印：届出必要 ○印：届出不要）

都市機能誘導施設の種類		届出の対象区域												
		都市機能誘導区域外	都市機能誘導区域内											
大分類	小分類		①都心	②金華	③加納	④茜部	⑤西岐阜	⑥柳津	⑦日光	⑧岩野田	⑨鷺山	⑩長良	⑪芥見	⑫長森1・2
医療施設	内科	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	病院・診療所	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	外科	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	整形外科	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	小児科	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	リハビリテーション科	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	調剤薬局	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
行政施設	市役所	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	コミュニティセンター	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉施設	地域包括支援センター	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
子育て支援施設	子育て支援センター	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育文化施設	大学・高等専門学校	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	専修学校・各種学校	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中央図書館・図書館分館・図書室	○	ー	○	○	○	ー	○	○	○	○	○	○	○
	博物館・美術館等	○	ー	ー	○	○	ー	○	○	○	○	○	○	○
商業施設	デパート	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	スーパー	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	商店街内店舗	○	ー	○	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	○
	ドラッグストア	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
金融施設	銀行・信用金庫・JAバンク	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	郵便局	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

都市機能誘導区域



※詳細な区域は、都市計画課の窓口または HP(<https://www.city.gifu.lg.jp/28935.htm>) でご確認ください。

表一 都市機能誘導区域の名称

番号	区域名称	番号	区域名称	番号	区域名称	番号	区域名称
①	都心	④	茜部	⑦	日光	⑩	長良
②	金華	⑤	西岐阜	⑧	岩野田	⑪	芥見
③	加納	⑥	柳津	⑨	鷺山	⑫-1	長森 1
						⑫-2	長森 2

< 都市機能誘導区域外と一体的な土地利用をする場合の取扱い >

都市機能誘導区域内の土地と一体的な開発行為又は建築行為を行う都市機能誘導区域外の土地は、届出の対象となりません。ただし、誘導区域に含まないとされる、市街化調整区域、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、流通業務地区、工業地域と一体的な土地利用をする場合は、届出の対象となります。

届出の書類

届出は、以下の行為により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて、都市計画課に正本・副本を提出してください。

開発行為の場合

- 届出書：様式4
- 添付図書*
 - i. 位置図（案内図）
 - ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
 - ii. 土地利用計画図又は配置図
 - ・区域の境界、敷地の形状、予定建築物の位置等を表示する図面
 - iii. 各階平面図
 - ・間取り、各室の用途等を表示する図面
 - iv. 立面図
 - ・建築物の高さ等を表示する図面
 - v. その他参考となる事項を記載した図書
 - ・市長が必要と認めるもの（求積図等）
- 届出書チェックシート（誘導施設の開発又は建築等）

建築等行為の場合

- 届出書：様式5
- 添付図書*
 - i. 位置図（案内図）
 - ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
 - ii. 土地利用計画図又は配置図
 - ・区域の境界、敷地の形状、予定建築物の位置等を表示する図面
 - iii. 各階平面図
 - ・間取り、各室の用途等を表示する図面
 - iv. 立面図（2面以上）
 - ・建築物の高さ等を表示する図面
 - v. その他参考となる事項を記載した図書
 - ・市長が必要と認めるもの（求積図等）
- 届出書チェックシート（誘導施設の開発又は建築等）

届出内容を変更する場合

- 届出書：様式6
- 添付図書
 - i. 上記それぞれの場合と同様の図書
 - ii. 従前の届出書の写し
- 届出書チェックシート（誘導施設の開発又は建築等）

休止（廃止）行為の場合

- 届出書：様式7
- 添付図書
 - i. 位置図（案内図）
 - ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
- 届出書チェックシート（誘導施設の開発又は建築等）

※添付図書は、開発許可申請又は、建築確認申請等で使用するものを添付してください。

届出制度に関する注意事項

- ◇計画に支障があると認められる場合、届出に対して、助言又は勧告等を行うことがあります。
- ◇届出義務に関する規定が宅地建物取引業法に規定する重要事項説明の対象となっています。
- ◇虚偽の届出や届出をしないで開発行為等を行った場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。（なお、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出について罰則等はありません）

参考資料（届出様式）

※様式は、岐阜市のホームページから
ダウンロードできます。

(<https://www.city.gifu.lg.jp/28934.htm>)

届出書：様式4の記入例	7
：様式5の記入例	8
：様式6の記入例	9
：様式7の記入例	10
届出書：様式4	11
：様式5	12
：様式6	13
：様式7	14
届出書チェックシート	15、16

【様式4の記入例】

様式4

届出日を記入
(行為の着手 30 日前まで)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

→ ○○年 ○○月 ○○日

岐阜市長 様

注

届出者住所 ○○市 ○○町 ○○番地

氏名 岐阜 市郎

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	岐阜市△△町△丁目△番 - △	
	2 開発区域の面積	○,○○○.○ 平方メートル	
	3 建築物の用途	店舗（スーパー）	※1
	4 工事の着手予定年月日	△△年 △△月 △△日	※2
	5 工事の完了予定年月日	□□年 □□月 □□日	
	6 その他必要な事項	生鮮食料品等の販売 店舗面積 (○,○○○) m ²	※3

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

連絡先 住所 ○○市 ○○町 ○○番地 ※4
氏名 ○○建築設計事務所 担当 岐阜 市郎
電話番号 ○○○-○○-○○○○

(補足説明)

- ※1 建築予定の建物用途を記入してください。例) 診療所 (小児科)、店舗 (スーパー) など
- ※2 届出書は、行為の着手の 30 日前までに提出してください。
- ※3 予定建築物の詳細について記入してください。
- ※4 届出書の修正や副本の返却時における連絡先及び担当者名を記入してください。なお、連絡先が届出者と同一の場合は、届出者の住所等を記入してください。

【様式5の記入例】

様式5

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為
について、下記により届け出ます。

該当項目に○印を記

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岐阜市長 様

届出日を記入
(行為の着手 30 日前まで)

注

届出者住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地

氏名 岐阜 市郎

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	岐阜市△△町△丁目△番 - △
	地目	宅地、山林
	面積	△△△ 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	病院	※1
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	着手予定日： △△年△△月△△日 診療科目：内科、外科	※2

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

連絡先 住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地 ※3
氏名 〇〇建築設計事務所 担当 岐阜 市郎
電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(補足説明)

※1 建築予定の建物用途を記入してください。例) 診療所、店舗(スーパー)など

※2 工事の着手予定日及び予定建築物の詳細について記載してください。

※3 届出書の修正や副本の返却時における連絡先及び担当者名を記入してください。なお、連絡先が届出者と同一の場合は、届出者の住所等を記入してください。

【様式6の記入例】

様式6

届出日を記入
(行為の着手 30 日前まで)

行為の変更届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岐阜市長 様

注1

届出者住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地

氏名 岐阜 市郎

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

2 変更の内容

注2

・工事着手日の変更：変更前) △△年△△月△△日 → 変更後) ◇◇年◇◇月◇◇日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 ◇◇年 ◇◇月 ◇◇日

※1

4 変更部分に係る行為の完了予定日 ◆◆年 ◆◆月 ◆◆日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

連絡先 住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地

※2

氏名 〇〇建築設計事務所 担当 岐阜 市郎

電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(補足説明)

※1 着手予定日を記載してください。(行為の着手の30日前までに提出)

※2 届出書の修正や副本の返却時における連絡先及び担当者名を記入してください。なお、連絡先が届出者と同一の場合は、届出者の住所等を記入してください。

【様式7の記入例】

届出日を記入
(行為の着手30日前まで)

様式7

誘導施設の休廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜市長様

注1

届出者 住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地
氏名 岐阜 市郎

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の((休止)・廃止)について、下記により届け出ます。

いずれかに〇印

記

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
(名称) △△センター
(用途) 商業施設
(所在地) 岐阜市△△町△△番地
- 2 休止(廃止)しようとする年月日
〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 休止しようとする場合にあつては、その期間
〇〇年〇〇月〇〇日まで(△日間) ← 廃止の場合は空欄
- 4 休止(廃止)に伴う措置
(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
多目的広場 ← 使用予定がない場合は空欄とし、(2)に記載
(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
除却予定時期: △△年△△月△△日 ← 注2

休止または廃止の開始年月日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

連絡先 住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地
氏名 〇〇建築設計事務所 担当 岐阜 市郎
電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

岐阜市長 様

届出者住所

氏名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

(誘導施設を有する建築物の新築
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為)

について、下記により届け出ます。

年 月 日

岐阜市長 様

届出者住所

氏名

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

岐阜市長 様

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

岐阜市長 様

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
(名 称)
(用 途)
(所在地)

- 2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日

- 3 休止しようとする場合にあつては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置
(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

届出書チェックシート（誘導施設の開発又は建築等）

【届出内容に関するチェックリスト】

該当する項目にチェックし、必要事項を記入してください。

	項 目	チェック内容	市
1	誘導区域内外	<input type="checkbox"/> 都市機能誘導区域外 <input type="checkbox"/> 都市機能誘導区域内(区域名称: _____)	<input type="checkbox"/>
2	建築物の用途	届出対象の建物用途 医療施設 <input type="checkbox"/> 病院(診療科目: _____) <input type="checkbox"/> 診療所(診療科目: _____) <input type="checkbox"/> 調剤薬局 福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター 子育て支援施設 <input type="checkbox"/> 子育て支援センター 教育文化施設 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 各種学校(名称: _____) <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 博物館 <input type="checkbox"/> 美術館 商業施設 <input type="checkbox"/> デパート(□店舗面積:1,000 m ² 以上) <input type="checkbox"/> スーパー(□店舗面積:1,000 m ² 以上) <input type="checkbox"/> ドラッグストア(□店舗面積:1,000 m ² 以上) <input type="checkbox"/> 商店街内店舗 金融施設 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> JA バンク <input type="checkbox"/> 郵便局	<input type="checkbox"/>
3	行為の種類	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築等行為(新築・改築・用途変更) <input type="checkbox"/> 届出内容の変更 ・変更内容 (_____) <input type="checkbox"/> 休止(廃止)行為	<input type="checkbox"/>

【届出書類に関するチェックリスト】

届出行為の種類

- 1 開発行為
- 2 建築等行為
- 3 休止(廃止)行為

該当する行為に○を付けてください。

○届出行為の種類に応じて届出書類等のチェック項目の内容を確認し、□欄にチェック☑してください。

届出行為の種類			届出書類等のチェック項目
1	2	3	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 届出書 □部数（正本・副本の合計2部） □届出日は行為の着手の30日前
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 位置図（案内図）（住宅地図又は都市計画図） □縮尺 □方位 □当該行為場所を着色
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	3 土地利用計画図又は配置図 □縮尺 □方位 □道路境界線及び隣地境界線 □敷地が接する道路の位置、幅員 □建築物等の位置 □道路境界線及び隣地境界線から建築物等までの距離 □土地の高低差（道路中心、隣地、自己敷地）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	4 各階平面図 □縮尺 □間取 □各室の用途 □開口部の位置 □各階の床面積が算定できる寸法の明記
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	5 立面図（2面以上） □縮尺 □建築物の最高高さ □隣地境界線 □道路境界線
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(<input type="checkbox"/>)	6 その他 □市長が必要と認める図書（)

届出制度に関するQ & A

Q 届出制度の目的は何か。

A 建築動向や休廃止の動向を把握し、居住や都市機能誘導施設を緩やかに誘導していくための制度です。

Q 届出をしなかった場合、罰則等はあるか。

A 届出をしない又は虚偽の届出をした者については、都市再生特別措置法第130条第1項の規定に基づき、30万円以下の罰金に処する場合があります。なお、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出について罰則等はありません。

Q 届出書は、何部必要か。

A 2部（正本及び副本）提出してください。

Q 区域の内外（居住誘導区域・都市機能誘導区域内外）にわたる場合、届出は必要か。

A 居住誘導区域あるいは、都市機能誘導区域の境界にかかる土地で、一体的な開発行為・建築等行為を行う土地について、届出は不要です。ただし、誘導区域に含まないとされる、市街化調整区域、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、流通業務地区、工業地区と一体的な土地利用をする場合は、届出の対象となります。詳しくは、都市計画課の窓口でご確認ください。

Q ドラッグストアは届出の対象となるのか。

A ドラッグストアについては、店舗面積1,000㎡以上のものが届出の対象となります。また、店舗面積1,000㎡未満であっても、調剤師が常駐する等で調剤薬局として認められるものについては、届出の対象となります。

Q 届出は、開発許可申請や建築確認申請と同時に提出するものか。

A 開発許可申請や建築確認申請と連動しているものではありませんが、建築動向を把握することが届出の趣旨であることから、同時又は先に提出をお願いします。

Q 届出書の様式1と様式2の違いは何か。

A 建築する際に田・畑を宅地にする等の土地の区画形質の変更を伴う場合は様式1、それ以外の、例えば既に宅地である土地に建築する際等には様式2にて届出をしてください。なお、区画形質の変更に該当するかについては都市計画課の窓口にてご確認ください。

Q 休止と廃止の違いは何か。

A 施設の再開の意思がある場合は休止、再開の意思がない場合は廃止となります。

Q 廃止の届出について、都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要か。

A 届出が必要です。本届出は誘導施設の立地状況や誘導施設を有する建築物の状況を把握し、都市機能の誘導を推進するための制度ですのでご協力をお願いします。

詳しくは、都市計画課の窓口でご確認ください。

問い合わせ先

岐阜市 都市建設部 都市計画課 T E L : 058-265-3906

F A X : 058-262-0512

メー ル : toshi@city.gifu.gifu.jp

HP アドレス : <https://www.city.gifu.lg.jp/28167.htm>

(令和3年2月17日作成)